

野田市告示第51号

市税に関する文書の様式を定める規則（平成17年野田市規則第5号）の施行に関し必要な様式のひな型のうち、次の1の表の左欄に掲げる様式を別紙のとおり定め、同表の右欄に掲げる日から施行し、2の表の左欄に掲げる様式を別紙のとおり改め、それぞれ同表の右欄に掲げる日から施行する。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

1 制定する様式

軽自動車税納税証明書（継続検査用）	令和8年4月1日
売却決定取消通知書	
軽自動車税減免不許可通知書	
市税完納証明書	

2 改正する様式

公売通知書（公売通知書兼債権申立催告書）	令和8年4月1日
公売公告	
見積価額公示	
売却決定通知書	
給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）	
市民税・県民税・森林環境税納入書兼領収証書	
市民税・県民税・森林環境税納入書兼領収証書（特別徴収義務者用）	
固定資産税課税台帳住所変更届	
軽自動車税納税通知書兼領収証書	

原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明書	
原動機付自転車・小型特殊自動車廃車申告受付書	
軽自動車税税額変更通知書	
軽自動車税減免申請書	
軽自動車税減免決定通知書	
公示送達書	地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

軽自動車税納税証明書(継続検査用)

納 税 義 務 者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	
車 両 番 号		
納 税 済 年 月 日		●●年●●月●●日
この証明書の有効期限		●●年●●月●●日
備 考		

上記のとおり相違ないことを証明します。

●●年●●月●●日

野田市長(職務代理者)

公印

- (注)
- 1 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。
 - 2 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。
 - 3 賦課期日(4月1日)後に所有者の変更があった場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては滞納がない旨記載されます。
 - 4 この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。

第〇号様式

野企課第〇〇〇号
年 月 日

様

野田市長

軽自動車税減免不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました軽自動車税の減免については、
不許可と決定しましたので通知します。

納税義務者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

課税年度

決定の内容

不許可理由

対象の車両

車種	
車両番号	

【審査請求について】

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【公用】

市 税 完 納 証 明 書

納税義務者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	

●●年●●月●●日現在、市税について未納の税額はありませぬ。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

備考

●年●月●日

野田市長(職務代理者)



123-4567
東西市南北町1丁目2番地34
中央アパート101

東西 太郎 様



(滞納者用)

公 売 通 知 書

住所(所在地) 東西市南北町1丁目2番地34
中央アパート101

公売公告001号
令和7年12月1日

氏名(名称) 東西 太郎 様

○×県△△市長
○○ ××

国税徴収法第94条の規定により下記の財産を公売することとし、同法第95条の規定により公告しましたので、同法第96条の規定により通知します。

所有者	住所(所在地)	東西市南北町1丁目2番地34 中央アパート101		
	氏名(名称)	東西 太郎		
滞納金額	※明細については別紙滞納明細のとおり			
	合計(法律による金額)			49,800 円
	滞納処分費(法律による金額)	法律による金額		要
公 売 財 産		別紙公売財産目録のとおり		
公売方法	期間入札			
参加申込期間	令和7年12月1日 午前10時00分から令和7年12月10日			
公売日時	入札	令和7年12月10日 午前10時00分から令和7年12月17日 午後 3時00分まで		
	開札	令和7年12月18日 午後 2時00分		
公売場所	△△市役所			
売却決定	日時	令和7年12月18日 午後 4時00分		
	場所	△△市役所		
買受代金 納付期限	日時	令和7年12月24日 午後 4時00分		
	場所	△△市役所		
買受人についての 資格その他の要件	別紙1のとおり	その他の事項	別紙2のとおり	
備 考				

備考

- あなたがこの処分について不服があるときは、行政不服審査法第2条の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内、又は地方税法第19条の4に規定する期日とのうち、いずれか早い方の期限までに、△△市長に対して審査請求をすることができます。(地方税法第19条、行政不服審査法第2条、4条、18条、19条)
- 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後に、当該判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、△△市を被告として(被告を代表する者は、△△市長となります。)提起することができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、前記の審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【お問い合わせ先】

△△市役所 テスト課

333-4444

○×県△△市◇◇◇◇987-6

電話 0123-45-6789

担当 見本 太郎

222-2222

権利市権利町1 2 3 番地 4 5

権利 次郎 様



(権利者等用)

公売通知書兼債権申立催告書

権利者等 住所(所在地) 権利市権利町1 2 3 番地 4 5 公売公告001号 令和7年12月1日

氏名(名称) 権利 次郎 様

○×県△△市長
○○ ××

下記により差押財産の公売を行います。この財産の売却代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有している場合には、債権現在額申立書を売却決定の日の前日までに提出してください。
国税徴収法第96条の規定により通知します。

所有者	住所(所在地)	東西市南北町1丁目2番地34 中央アパート101		
	氏名(名称)	東西 太郎		
滞納金額	※明細については別紙滞納明細のとおり			
	合計(法律による金額)	49,800 円		
	滞納処分費(法律による金額)	法律による金額 要		
公 売 財 産		別紙公売財産目録のとおり		
公売方法	期間入札			
参加申込期間	令和7年12月1日 午前10時00分から令和7年12月10日			
公売日時	入札	令和7年12月10日 午前10時00分から令和7年12月17日 午後 3時00分まで		
	開札	令和7年12月18日 午後 2時00分		
公売場所	△△市役所			
売却決定	日時	令和7年12月18日 午後 4時00分		
	場所	△△市役所		
買受代金 納付期限	日時	令和7年12月24日 午後 4時00分		
	場所	△△市役所		
買受人についての 資格その他の要件	別紙1のとおり	その他の事項	別紙2のとおり	
備 考				

【お問い合わせ先】

△△市役所 テスト課

333-4444

○×県△△市◇◇◇◇987-6

電話 0123-45-6789

担当 見本 太郎

111-1111
北東市北東町111番地1

最高価 太郎 様



(買受人用)

売却決定通知書

買受人 住所(所在地) 北東市北東町111番地1 公売公告001号
令和7年12月1日

氏名(名称) 最高価 太郎 様

○×県△△市長
○○ ××

下記のとおり換価財産の売却を決定しました。
国税徴収法第118条の規定により通知します。

所有者	住所(所在地)	東西市南北町1丁目2番地34 中央アパート101
	氏名(名称)	東西 太郎
売却区分番号		売却区分001

売却財産の表示	(土地)	
	所在地番地目地積分	東西市南北町 1丁目2番地34 宅地 100.00m ² 2分の1
		以上

売却決定日時	令和7年12月28日 午前10時00分
売却価額	1,000,000 円
買受代金納付日	令和7年12月28日
備考	

【お問い合わせ先】

△△市役所 テスト課

333-4444

○×県△△市◇◇◇◇987-6

電話 0123-45-6789

担当 見本 太郎

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)															
所得	給与収入														
	給与所得(所得金額調整控除後)														
	その他の所得計														
		主たる給与以外の合算所得区分													
		総所得金額①													
所得控除	雑損														
	医療費														
	社会保険料														
	小規模企業共済														
	生命保険料														
	地震保険料														
		所得控除合計②													
(摘要)															

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)															
所得	給与収入														
	給与所得(所得金額調整控除後)														
	その他の所得計														
		主たる給与以外の合算所得区分													
		総所得金額①													
所得控除	雑損														
	医療費														
	社会保険料														
	小規模企業共済														
	生命保険料														
	地震保険料														
		所得控除合計②													
(摘要)															

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)															
所得	給与収入														
	給与所得(所得金額調整控除後)														
	その他の所得計														
		主たる給与以外の合算所得区分													
		総所得金額①													
所得控除	雑損														
	医療費														
	社会保険料														
	小規模企業共済														
	生命保険料														
	地震保険料														
		所得控除合計②													
(摘要)															

税		納付額	
市	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
県	均等割額⑦		
	森林環境税額⑧		
	特別徴収税額⑨		
	控除不足額⑩		
	既充当・既委託納付額⑪		
	既納付額⑫		
	差引納付額(⑨-⑩-⑪,⑫)		
変更前税額⑬			
増減額(⑨-⑬)			
変更月			

納付額	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
4月分	
5月分	

納税義務者用

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。



問合せ先
野田市役所 企画財政部 課税課
TEL 04(7199)4478

① ご本人様が①・②の順番で矢印の方向に間違いに開いてご覧ください。 ②

税		納付額	
市	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
県	均等割額⑦		
	森林環境税額⑧		
	特別徴収税額⑨		
	控除不足額⑩		
	既充当・既委託納付額⑪		
	既納付額⑫		
	差引納付額(⑨-⑩-⑪,⑫)		
変更前税額⑬			
増減額(⑨-⑬)			
変更月			

納付額	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
4月分	
5月分	

納税義務者用

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。



問合せ先
野田市役所 企画財政部 課税課
TEL 04(7199)4478

① ご本人様が①・②の順番で矢印の方向に間違いに開いてご覧ください。 ②

税		納付額	
市	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
県	均等割額⑦		
	森林環境税額⑧		
	特別徴収税額⑨		
	控除不足額⑩		
	既充当・既委託納付額⑪		
	既納付額⑫		
	差引納付額(⑨-⑩-⑪,⑫)		
変更前税額⑬			
増減額(⑨-⑬)			
変更月			

納付額	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
4月分	
5月分	

納税義務者用

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。



問合せ先
野田市役所 企画財政部 課税課
TEL 04(7199)4478

① ご本人様が①・②の順番で矢印の方向に間違いに開いてご覧ください。 ②

特別徴収義務者名	
----------	--

千葉県野田市 納付書 (納入済通知書)

加入者名 野田市会計管理者	口座記号番号	合計金額	円
収納機関番号 12208	納付番号	確認番号	納付区分
納期限	通知書番号	年度	期別

督促手数料	円	延滞金	円	領収日付印
	円	合計金額	円	
コンビニ等収納用	CVS等収納用			領収日付印
納付者	指定期限	バーコード使用期限		

取りまとめ金融機関 千葉銀行 野田支店
 取りまとめ店 QRコードを印字している場合 : ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター
 QRコードを印字していない場合 : ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター 〒330-9794
 この振票は機械で処理しますので、QRコード欄を汚さないよう特にご注意ください。
 また、本票を折ったり曲げたりしないでください。

千葉県野田市・コンビニ等本部控

千葉県野田市 納付書 (原符)

加入者名 野田市会計管理者
 口座記号番号

延滞金 円
 督促手数料 円
 合計金額 円
 納付者

通知書番号

納期限

指定期限

千葉県野田市
 122084
 収納代行
 (株)NTTデータ

領収日付印

金融機関・コンビニ等店舗控

千葉県野田市 領収証書
 下記のとおり領収しました。

加入者名 野田市会計管理者
 口座記号番号

延滞金 円
 督促手数料 円
 合計金額 円
 納付者

通知書番号

納期限

指定期限

収納代行: (株)NTTデータ
 領収日付印

納付者控 (収入印紙不要)

千葉県野田市 納付書 (納入済通知書)

加入者名 野田市会計管理者	口座記号番号	合計金額	円
収納機関番号 12208	納付番号	確認番号	納付区分
納期限	通知書番号	年度	期別

督促手数料	円	延滞金	円	領収日付印
	円	合計金額	円	
コンビニ等収納用	CVS等収納用			領収日付印
納付者	指定期限	バーコード使用期限		

取りまとめ金融機関 千葉銀行 野田支店
 取りまとめ店 QRコードを印字している場合 : ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター
 QRコードを印字していない場合 : ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター 〒330-9794
 この振票は機械で処理しますので、QRコード欄を汚さないよう特にご注意ください。
 また、本票を折ったり曲げたりしないでください。

千葉県野田市・コンビニ等店舗控

千葉県野田市 納付書 (原符)

加入者名 野田市会計管理者
 口座記号番号

延滞金 円
 督促手数料 円
 合計金額 円
 納付者

通知書番号

納期限

指定期限

千葉県野田市
 122084
 収納代行
 (株)NTTデータ

領収日付印

金融機関・コンビニ等店舗控

千葉県野田市 領収証書
 下記のとおり領収しました。

加入者名 野田市会計管理者
 口座記号番号

延滞金 円
 督促手数料 円
 合計金額 円
 納付者

通知書番号

納期限

指定期限

収納代行: (株)NTTデータ
 領収日付印

納付者控 (収入印紙不要)



個人市民税 個人県民税 納入申告書									
(宛先) 野田市長									
年 月 日提出									
年 月 分 人員 人									
退職手当等支払金額									
特別徴収税額									
市民税									
県民税									
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。									
(特別徴収義務者) 〒 住所又は所在地 氏名又は名称 法人番号								(受付印)	

※ 個人市民税
個人県民税 納入申告書について

左の納入申告書は退職所得に係る住民税がある場合にだけその者について記入します。

- 人 員：退職所得に係る住民税を納入する人員です。
- 支払金額：退職所得に係る住民税を納入する人に支払った退職手当の金額です。
- 特別徴収税額：退職所得に係る住民税で市民税と県民税との合計額は納入書（表面）の退職所得分欄の金額と同額になります。
- 法人番号：特別徴収義務者の法人番号です。特別徴収義務者が個人の場合は、金融機関で使用する際は何も記入せず使用してください。

納入場所（次の金融機関の本店又は支店）

野田市役所内千葉銀行派出所 京葉銀行 中央労働金庫
千葉銀行 武蔵野銀行 東京ベイ信用金庫
千葉興業銀行 東日本銀行 ちば東葛農業協同組合
※埼玉りそな銀行は令和8年3月31日で市税等の収納業務を終了しました。
※東日本銀行は令和9年3月31日で市税等の収納業務を終了予定です。
令和8年4月1日現在

各指定ゆうちょ銀行（郵便局）

※別紙指定通知書を払込みするゆうちょ銀行（郵便局）へ提出してください。

※記載以外の納入方法について

e L T A Xを利用して、電子納税（インターネットバンキングやダイレクト納付）をすることができます。
詳しくはe L T A Xホームページをご覧ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp/>

納入金額の変更方法について

退職（一括徴収分含む）・転勤・税額変更等で給与分の月割の税額が変更になった場合、印字されている納入金額（1）の税額を2本線で抹消し、納入金額（2）の給与分（一括徴収分を含む。）および合計額欄に正しい税額を記入してください。（領収証書・納入書・納入済通知書すべてに記入してください。）

※訂正印は不要です。
※金額欄に¥は記入しないでください。

納入金額(1)

180,000

記入例

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む)				2	0	0	0	0	0
	退職所得分									
	延滞金									
(2) 合計額					2	0	0	0	0	0

(標準字体)

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

※税額変更後の納入書は送付していませんのでご協力お願いいたします。

※この納入済通知書は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。

固定資産税課税台帳住所変更届

年 月 日

(宛先) 野田市長

下記のとおり変更したいので届出します。

納税義務者の氏名又は名称

氏名又は名称	フリガナ
旧住所	

新住所等

<input type="checkbox"/>	住所の変更	<input type="checkbox"/>	送付先の変更	<input type="checkbox"/>	氏名の変更
氏名又は名称	フリガナ				
新住所	〒	—	フリガナ		
	方書等				
	電話番号	()			

999-9999
 ○○県○○市○○町○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 △△△△マンションXXXX号室○○

○○ ○○様



宛先(提出先):○○市長様

軽自動車税減免申請書

○○市条例第99条第9項の規定に基づき、下記の通り減免を申請します。○○○○○○○○○○○
 ○○

◆減免の申請者

納 税 者 義 務	住 所 (所在地)		電話番号	
	氏 名 (名 称)		個人番号 (法人番号)	

◆減免を申請する理由(減免申請の種類)

例1) 1. 身体障害者等 2. 公益専用車両 3. 福祉車両 4. ○○○
例2) 記入欄

◆減免を受ける軽自動車等

車 両 情 報	種別 及び用途		総排気量又は 定格出力	660cc	
	車両番号 (標識番号)	○○○583あ1234	型 式	999999999	
	届出等 年月日	NN●年●月●日	原動機 型式	999999999	
定 置 場	○○○○○○○○○○○			使用目的	○○○○○

◆身体障害者等に係る情報等

障 害 者	住 所	<input type="checkbox"/> 納税義務者に同じ		
	氏 名	<input type="checkbox"/> 納税義務者に同じ	生年月日	NN●年●月●日
	障害者手帳 の番号		手帳の種類	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 戦傷 病 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> 精神保 健
	障害の区分及 び等級(程度)		手帳の交付 年月日	
運 転 者	住 所 (所在地)	<input type="checkbox"/> 納税義務者に同じ <input type="checkbox"/> 障害者に同じ		障害者との 関係
	氏 名	<input type="checkbox"/> 納税義務者に同じ <input type="checkbox"/> 障害者に同じ		

(備考)

【お問い合わせ先】

999-9999
 ●●県●●市●● 1-1-0
 ●●●市役所 ●●民税課 課税係
 TEL 111-1111-1111(内線1111)

提出期限:NN●年●月●日

※必ず上記の期限までにご提出ください。

第 3 9 号様式

野田市公告第 号

公 示 送 達 書

下記の者に係る を地方税法第 条及び野
田市税賦課徴収条例第 条の規定により公示送達する。

年 月 日

野田市長

印

記

書類の送付を受けるべき者

氏名又は名称	備 考

※ この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があつたものとみなされます。

※ は、 で保管しておりますので、受領権限を有する者についてはいつでも交付します。